

独立行政法人国立青少年教育振興機構の中期計画

(序文)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

(基本方針)

機構は、青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図る我が国の青少年教育のナショナルセンターとして、青少年が行う体験活動の機会や他者と直接的にコミュニケーションを図る機会は減少していること等の状況を踏まえ、体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝える運動を推進するため、以下の業務を実施する。

- ① 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者（以下「青少年教育指導者等」という。）に対する研修を行う教育拠点としての施設を設置し、同施設において青少年の研修を行い、
- ② 当該施設を青少年教育指導者等の研修利用に供するとともに
- ③ 当該研修利用に指導及び助言を行い、
- ④ 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携を促進し、
- ⑤ 青少年教育の基盤的調査研究及び課題別の調査研究を実施し、
- ⑥ 青少年教育に関する団体が行う活動に対する助成金の交付を行う等。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進

青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を実施する。そのため、基本的な生活習慣と体験活動の重要性について広く家庭や社会に伝える運動や青少年教育に関するモデル的事業の推進、課題を抱える青少年の支援、グローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進する。

なお、教育事業については、平均80%以上の事業の参加者から4段階評価の「最上位評価」（以下「満足」という。）を得られるよう、参加者アンケートを踏まえた見直しを行い、事業の改善を図る。

(1) 青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に係る国民運動等の推進

青少年の非日常的な環境における自然体験、集団宿泊体験等の活動を通じた感動体験、日常的な体験活動や読書活動、基本的な生活習慣を身に付けさせることの重要性を広く家庭や社会に発信するため、教育事業や研修支援等を通じて、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させて取り組

み、全国各地における体験活動の機会や場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を目指す。

(a) 「体験の風をおこそう」運動の推進

青少年の体験活動の重要性を伝え、社会全体で体験活動を推進する機運を高めるため、「体験の風をおこそう」運動を、青少年教育団体と連携して進める。施設においては、地域の青少年教育団体等と連携して運動を推進し、体験活動の機会と場を充実させるとともに、基本的な生活習慣の確立を図る。

また、体験活動の重要性に関する広報資料を作成し、各種会議等を活用して関係機関や保護者等に周知するとともに、毎年10月の体験の風をおこそう推進月間に実施される事業を充実するなど、体験活動の機会や場の充実を図るとともに、地域で運動を推進する体制の充実を図る。

(b) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

子供たちの健やかな成長を促していくため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会と連携して引き続き、「早寝早起き朝ごはん」国民運動に取り組み、全国でこの運動を展開する。施設においては全国協議会が作成する普及啓発資料等を活用しながら、基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発活動に取り組む。

(c) 社会の要請に応える体験活動等事業の実施

社会の要請に応える体験活動を推進するために、親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する教育事業、青少年を対象に体験活動を通じた自己成長や自己実現等を図る教育事業、体験活動を踏まえた防災学習や環境学習などのESDに対応した教育事業、健康教育や主権者教育など政策課題に対応した教育事業などを中期目標期間中に延べ1,100事業以上実施する。

(2) 青少年教育に関するモデル的事業の推進

関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等と連携した上で、実践研究事業を全ての地方施設で27事業以上実施し、報告書を通して広く青少年教育関係者へ発信する。また、併せて国土強靱化基本計画における広域防災補完拠点としての役割を踏まえて施設内外で防災・減災教育を推進したり、SDGsの目標やESDの基本的な考え方をういた体験活動を推進したり、地域探究プログラムを推進したりするなど、地域の実情を踏まえた体験活動事業を実施することにより、その専門性の高いモデル的体験活動を研修支援のプログラムで活用する。さらに、実際に使用した教材や指導案などの学習方法が青少年教育の推進に寄与するよう、中期目標期間中に冊子の作成やフォーラムなどで発表する。

(3) 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進

児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD等発達障害や身体障害など課題を抱える青少年を支援する

ため、企画段階から専門機関等と連携・協力し、年度毎に異なる対象やテーマで実施する体験活動事業について、中期目標期間中に延べ160事業以上実施する。

なお、実施に際しては、基本的な生活習慣の確立や人間関係形成力など焦点を定め、参加する青少年の状況を踏まえた事業運営を行うことにより、質の向上を図る。

また、豪雨、地震などの災害があった場合、子供の心のケア、地方公共団体等が行う居場所づくりの支援など被災地からの要望やニーズに対し、リフレッシュキャンプの実施や現地における体験活動の提供を行う。

(4) グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進

青少年の異文化理解の増進を図るため、国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年、青少年教育指導者等の相互交流を行う事業、青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業を実施する。その際、従来定めていた日本人参加者の参加後の外向き志向の要素に加え、グローバル人材の育成に関わる要素として語学力・コミュニケーション能力及び異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティー等に加えグローバル人材を志向する率として毎年度平均80%以上を得られるようにする。

2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上

青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、資質・能力の高い指導者を養成することが必要不可欠である。青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上を図るため、人づくり、つながりづくり、地域づくりという側面に留意した教育事業を展開するため、青少年教育指導者等を対象とする体系的な養成・研修事業を実施し、その資質・能力を向上させる。また、毎年度平均80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、質の高い事業を実施する。

(1) 青少年教育指導者等の研修事業の推進

青少年教育指導者の資質・能力の向上を図ることを目的に、国公立青少年教育施設職員、青少年教育団体等の指導者等を対象にこれまで青少年教育研究センターが発表してきた調査研究事業や機構が実施してきた過去の指導者養成事業等の成果を踏まえ、人づくり、つながりづくり、地域づくりという側面や学びと活動の循環など、個人の成長と地域づくりを考慮した基礎的・専門的カリキュラムを中期目標期間中に試行事業を通して開発し、最終年度には東日本・西日本でそれぞれ2か所4事業以上実施できるようにする。

併せて、官民共同の指導者認定制度である自然体験活動指導者養成事業、体験活動安全管理研修事業、教員を対象に教員免許状更新講習等を実施し、抽出調査により研修後の実務に対する有効度の調査を試行する。

(2) 読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進

絵本に関する専門的知識や実践力を持った地域の指導者である絵本専門士を中期目標期間中に250人以上養成し、個人やグループ活動の支援をしながら養成後の活動実績が毎年度5,265回を超えるようにする。

さらに、大学、短期大学、専門学校等と連携の上、認定絵本土養成講座を充実させる。

(3) ボランティアの養成・研修の推進

青少年のボランティア活動は、青少年の自立や健全育成、社会参画を促進する上で重要な役割を果たすため、教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアの養成・研修事業等を全国28施設で実施し、延べ5,685人以上養成する。

また、ボランティアの活動機会の増加を図り、学びと活動の循環をしながら成長できるよう、各施設で定めた育成ビジョンの更新や自主企画事業の推進、他施設のボランティアとの交流などを活発化することにより、ボランティア登録者の活動回数が中期目標期間中に延べ20,332回以上となるよう支援を行う。

なお、ボランティアを支援するボランティア・コーディネーターの資質・能力の向上を図るための研修を併せて実施する。

3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、利用者の研修目的が達成されるよう指導・助言等の教育的支援を行うよう努める。

なお、利用者サービスの向上に取り組み、毎年度平均73%以上の利用団体から4段階評価の「最上位評価（リピート意向）」を得られるようにする。

(1) 研修利用の充実

青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進し、毎年度、全国28施設で青少年人口（0歳～29歳）の1割程度の利用実績を確保するため、全国28施設において「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、着実な実施に努める。

また、広報活動等の工夫・充実に努めるとともに、特別に支援が必要な青少年の受入について配慮した対応を行う。

(2) 研修に対する支援の推進

地方施設の利用者に対して、事前打ち合わせ等で青少年、青少年教育指導者等の研修目的達成への適切な指導・助言、プログラムの提供等の教育的支援を行う。

また、研修に対する支援を推進するために、地域の実情を踏まえた体験活動事業を含む教育事業等の成果を活動プログラムに反映する。その際、学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校教育との連携の強化、「主体的・対話的で深い学び」の視点からプログラム開発及び改善、ねらいにあった指導方法の充実など、利用団体に対する研修支援を推進する。

なお、活動プログラムを利用した80%以上の青少年教育団体から活動プログラムがねらいに対して「有効」との評価を得られるよう職員等の指導力の向上を図るとともに、地方施設を利用した小中学校から集団宿泊体験活動に関する効果を把握できるようにする。

さらに、外部研修指導員を活用できるよう留意した取り組みを行う他に、危険度の高い活動プログラムの改善や使用する設備や備品の管理、整理整頓などを日頃から行い、安全安心な施設づくりに取り組む。

4. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進

昨今の目まぐるしく変化する青少年に関する諸課題について、青少年教育のナショナルセンターとして迅速かつ円滑に対応し、青少年教育の発展・充実を図る。

青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業について、全都道府県からの参加者を確保するため、中期目標期間中に延べ30事業実施するとともに、全都道府県からの参加者を確保する。

また、地域の各関係機関・団体相互の連携を促進するため、地方施設において広域的な事業の充実を図る。

さらに、効果的な取り組み事例等の情報提供や各関係機関・団体が抱えている諸課題等の協議の場を提供し、最新情報の共有や活発な意見交換を促す。

5. 青少年教育に関する調査研究

基盤的調査研究及び課題別の調査研究を戦略的に実施するとともに、調査研究成果の公表には、青少年教育研究センターを中心とした外部有識者委員会を設置し、成果等に基づき行政や教育機関等に戦略的に公表を行う。

(1) 基盤的調査研究及び課題別の調査研究の戦略的实施

多様な関係機関等との連携及び実践的研究を通して、青少年における全国規模で定期的な基盤調査研究や、喫緊の青少年に関する諸課題に応じた調査研究を戦略的に実施するとともに、青少年の体験活動と意識等に関する全国的な調査研究を中期目標期間中に目標数実施する。

さらに、国内外における青少年や青少年教育に関する情報を収集・分析する。

(2) 調査研究成果の普及及び活用

調査研究成果等を活用し、機構が実施する各種事業の企画・立案や体験活動プログラムの開発に適切に反映させるなど、事業の検証改善を図る。

また、研究機関等における青少年教育に関する研究が推進されるよう、青少年教育に関する資料や、機構が実施した調査研究の個票データなどをデータベースに追加するなど、調査研究成果等を広く提供するとともに、引用数や個票データ数等による活用状況の把握に取り組む。

さらに、調査研究成果の普及体制を構築することにより国の政策立案等に寄与するよう成果等に基づき行政や教育機関等に公表を行うとともに、調査研究の成

果等を普及するため、調査結果に関する記事を雑誌等へ積極的に掲載するほか、学会や全国的な会議等で中期目標期間中に目標数発表する。

6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成

青少年教育団体が行う①子供の体験活動の振興を図る活動、②子供の読書活動の振興を図る活動、及び③インターネット等を通じて提供することができる子供向けの教材の開発を行う活動に対して助成金を交付する。

これにより、体験活動と読書活動に対する助成については、毎年40万人程度の子供（0歳～18歳）に活動機会を提供する。

また、毎年の応募状況等を踏まえ、応募件数の増加を図る観点から戦略的な広報活動や助成手続きの見直し等を図るとともに、事業内容の質の向上の観点から事業運営をサポートする取組を行う。

なお、助成団体の選定にあたっては、客観性の確保に努めるとともに、助成団体のコンプライアンスの確保の観点から、募集説明会や現地調査等において、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図る。

7. 共通的事項

上記1～6に掲げる各業務間の有機的な連携を図るとともに、各業務の性質に応じて、以下の事項を行う。

(1) 広報の充実

機構が実施する各種事業や調査研究の結果等については、①インターネットやマスメディア、SNS等を活用した情報発信、②体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する啓発資料の作成・配布、③各種会議やフォーラム等の開催、④企業等との連携によるPR活動、⑤職員の広報の資質向上を図る広報研修等を策定した計画に基づき実施し、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の理解増進に努める。

また、各業務の成果について、事例の収集に努め、公立青少年教育施設や関係機関・団体等への普及を積極的に推進する。これらの取組を通して、本部及び機構が設置する28施設のホームページ総アクセス件数年間平均550万件を達成する。

(2) 各業務の点検・評価の推進

各業務及び事業の検証を行うため、対象者や団体に対してアンケート調査等を行い、その結果を随時改善に活かす。

また、毎年度、業務全般に関する自己点検・評価を行うとともに、第三者による外部評価を実施し、調査結果を業務の改善に反映する。

(3) 各業務における安全性の確保

各業務の実施に当たっては、安全安心な教育環境を確保するための体制を構築し、安全に関する情報の速やかな共有に努め、自然災害等への対応も含めて、利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図り、日常的な点検・改善整備等を通じて生活環境、安全な野外活動環境の整備に日々努める。

(4) ICTの利活用

学校におけるGIGAスクール構想（児童生徒1人1台端末の実現等）など、今後、新しい技術を活用した多様な学びが一層進展していくこと等を踏まえ、ICTを効果的に活用した事前・事後学習のサポートなど、体験活動の在り方を検討する。

また、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の会議・研修など、オンラインを活用できる会議の検討を行う。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、中期目標期間中に、一般管理費については5%以上、業務経費についても5%以上の効率化を図る。

なお、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。

(2) 給与水準の適正化

役職員の給与に関しては、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正などを踏まえた国家公務員の給与水準等を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況についてはホームページ上で公表する。

(3) 契約の適正化

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、「調達等合理化計画」に沿って、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を推進するとともに、契約監視委員会において点検を行うことにより、業務運営の効率化を図る。

(4) 間接業務等の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、引き続き、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職

員支援機構、機構の4法人は効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。

(5) 保有資産の見直し

保有資産については、引き続き、利用実態等を的確に把握し、その必要性や規模の適正性についての検証を行い、適切な措置を講じる。

(6) 業務のデジタル化・オンライン化

業務継続や業務効率化の観点からテレワークの導入等、業務のデジタル化・オンライン化に取り組む。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

また、ICTを利活用できる職員の育成を行う。

2. 効果的・効率的な組織の運営

(1) 各施設の役割の明確化及び運営の改善

本部を中心として、各施設の役割分担を行い、施設ごとに果たすべき役割を明確化する。

また、施設の役割を踏まえ、各年度の業務実績について各施設の自己点検評価を行い、評価結果を各施設の運営の改善に反映する。

(2) 地域と連携した施設の管理運営

地域における体験活動の充実を図るとともに、地域と施設が一体となった管理運営を目指すため、地域の青少年教育団体・NPO・企業・地方公共団体等多様な主体が施設の管理運営や事業の企画・実施へ参画する形の管理運営に向け、前中期目標期間中に導入した「運営協議会」方式を引き続き実施する。

また、国土強靱化基本計画の対応については地方公共団体や関係機関等と連携の上、各施設が災害前における防災・減災教育拠点、災害時における災害対応補完拠点、災害後における心身の復興拠点として広域防災補完拠点の機能の充実を図る。

さらに、災害や感染症などの緊急時等において、国や地方公共団体等から避難者受入れ等の協力要請があった場合、関係機関と連携して取り組む。

(3) 施設の効率的な利用の促進等

青少年教育に関する業務の着実な遂行により施設の利用状況を向上させるとともに、その業務に支障のない範囲内で、地域、民間団体、家族等の一般利用に広く供し、施設の効率的な利用を促進する。

また、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構及び機構の4法人や関係機関等の施設を利用して研修等を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行うとともに、研修等のより効率的・効果的な実施に資するため当該4法人における連携について検討する。

なお、宿泊室稼働率については、各施設において、地域の実情に即し、毎年度、「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、全国28施設平均55%以上を確保する。

3. 予算執行の効率化

収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にした上で、予算と実績を適切に管理する。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を行う。また、自己収入の確保の観点から、学校教育における青少年の体験活動等の重要性及び経済的事実等にかかわらず幅広い青少年への体験活動等の提供について十分考慮し、定期的に料金体系を検証する等の取組を行う。このことにより、事業収入については、中期目標期間中、毎事業年度につき、対前年度比1%以上の増収を図る。（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を著しく受ける場合を除く。）さらに、国や民間団体等からの受託事業等の積極的な受入れ等により、外部資金の確保及び寄附金の増加に努める。

なお、施設の機能向上の改修等に係る経費については、新たに収入を確保する仕組みを今中期目標期間中に構築する。

また、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能を維持しつつ、管理・運営業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を行う。

1. 予算（中期計画の予算）

別紙1のとおり。

2. 収支計画

別紙2のとおり。

3. 資金計画

別紙3のとおり。

Ⅳ 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は20億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給や事故の発生などにより緊急に経費が必要となる場合に必要な経費として借入することも想定される。

Ⅴ 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし。

VI 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画

なし。

VII 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、次の経費等に充てる。

- ① 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の充実
- ② 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援の充実
- ③ 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進の充実
- ④ 青少年教育に関する調査研究の充実
- ⑤ 青少年教育団体が行う活動に対する助成の充実

VIII その他主務省で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備に関する事項

別紙4のとおり。

- (1) 施設・設備に関する保守・管理の長期的な計画を策定し、当該計画に基づく保守・管理を行うとともに、利用者が安全安心に体験活動ができる環境の整備及び自然災害等への対応の観点から、必要な施設・設備の改善等を計画的に進める。
- (2) 利用者本位の快適な生活・研修環境の形成のための施設整備を進める。特に幼児、高齢者、身体障がい者等が円滑に施設及びサービスを利用できるよう、関係法令等を踏まえつつ、計画的な施設整備を進める。
- (3) 青少年教育のナショナルセンターとしてこれまでに得た知見を活かし、広域防災補完拠点として、災害時に避難者・災害ボランティア等の受入れ、緊急的行政施設の代替施設、自衛隊の予備駐屯地等、自治体の防災機能を補完する施設として有効に機能させるため、ライフラインに必要な給排水設備、電源設備等の設備の整備を推進する。

2. 人事に関する計画

- (1) 本部及び施設ごとの業務の質・量に応じて、人員を適正かつ柔軟に配置する。
- (2) 新規職員を計画的に採用するとともに、関係機関との間での広く計画的な人事交流の実施、任期付任用の活用や幹部職員の公募等により、多様で優れた人材を確保する。
- (3) 本部及び各施設において、職員の企画力、指導力、ICTの利活用、接客サービスの向上や施設の安全管理などを目的とした多様な研修機会を設け、計画的な人材育成を行う。

(4) 人事評価制度を適切に運用し、職員の資質・能力の向上を図る。

3. 情報セキュリティについて

情報セキュリティレベルを高めるため、情報セキュリティ体制を強化し、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直しを行うとともに、職員を対象としたセキュリティ研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力の強化に取り組む。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、P D C Aサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。

4. 内部統制の充実・強化

機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、機構連絡会、機構会議等を定期的実施するなど、理事長のリーダーシップを発揮するための体制を整備・運用するとともに、不断の見直しを行う。

また、これらが有効に機能していること等について内部監査等により定期的にモニタリング・検証する。

さらに、「「独立行政法人の業務の適性を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）等の事項を参考にしつつ、必要な取組を進める。

なお、中期目標期間中に全国28施設及び本部において内部監査を実施し、業務運営に反映させる。

5. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、施設管理・運營業務等を効率的に実施するため中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

6. 積立金の使途

前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人国立青少年教育振興機構法に定める業務の財源に充てる。

別紙 1

令和3年度～令和7年度 予算

単位：百万円

区 別	次代を担う 青少年の 自立に向けた 健全育成の 推進	青少年教育 指導者等の 養成及び 資質の向上	青少年、 青少年教育 指導者等を 対象とする 研修に対する 支援	青少年教育 に関する 関係機関・ 団体等との 連携促進	青少年教育 に関する 調査研究	青少年教育 団体が行う 活動に対する 助成	法人共通	合 計
収入								
運営費交付金	5,327	2,026	6,135	128	553	11,500	16,775	42,443
事業収入等	2,643	1,005	3,043	63	274	0	109	7,137
施設整備費補助金	1,688	642	1,943	40	175	0	0	4,488
計	9,657	3,673	11,121	231	1,002	11,500	16,884	54,069
支出								
業務経費	3,695	1,405	4,256	88	383	11,500	0	21,328
次代を担う青少年の自立 に向けた健全育成の推進	3,695	0	0	0	0	0	0	3,695
青少年教育指導者等の 養成及び資質の向上	0	1,405	0	0	0	0	0	1,405
青少年、青少年教育指導 者等を対象とする研修に 対する支援	0	0	4,256	0	0	0	0	4,256
青少年教育に関する関係 機関・団体等との連携促 進	0	0	0	88	0	0	0	88
青少年教育に関する調査 研究	0	0	0	0	383	0	0	383
青少年教育団体が行う 活動に対する助成	0	0	0	0	0	11,500	0	11,500
一般管理費	4,274	1,626	4,922	102	443	0	16,884	28,252
人件費	4,274	1,626	4,922	102	443	0	10,402	21,770
管理運営経費	0	0	0	0	0	0	6,482	6,482
施設整備費補助金	1,688	642	1,943	40	175	0	0	4,488
計	9,657	3,673	11,121	231	1,002	11,500	16,884	54,069

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

[運営費交付金の算定ルール]：別紙

[注記]：別紙

(別紙)

[運営費交付金の算定ルール]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = N(y) + Q(y) + V(y) - C(y) + \pi(y)$$

$B(y)$: 当該事業年度における運営費交付金。

$\pi(y)$: 当該事業年度における特殊経費。利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスに必要な経費及び退職者の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、人件費の効率化等一般管理費の削減方法も反映し具体的に決定。

○管理運営経費 $N(y)$

$$N(y) = N(y-1) \times \sigma(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$$

$N(y)$: 当該事業年度における管理運営経費。 $(\pi(y))$ は除く)

$N(y-1)$: 直前の事業年度における $N(y)$

σ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

α : 管理運営経費に係る効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

○業務経費 $Q(y)$

$$Q(y) = Q(y-1) \times \gamma(\text{係数}) \times \sigma(\text{係数}) \times \beta(\text{係数})$$

$Q(y)$: 当該事業年度における業務経費。 $(\pi(y))$ は除く)

$Q(y-1)$: 直前の事業年度における $Q(y)$

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。

σ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

β : 業務効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○人件費 $V(y)$

$$V(y) = V(y-1) \times \varepsilon(\text{係数}) \times \theta(\text{係数})$$

$V(y)$: 当該事業年度における人件費。 $(\pi(y))$ は除く)

$V(y-1)$: 直前の事業年度における $V(y)$

ε : 人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

θ : 人件費効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注1) 当法人における退職手当及び公務災害補償費については、独立行政法人国立青少年教育振興機構役員退職手当規程及び独立行政法人国立青少年教育振興機構職員退職手当規程及び労働者災害補償保険法に基づいて支給することとなるが、その全額について別途運営費交付金で手当する。

○自己収入 $C(y)$

$$C(y) = C(y-1) \times \eta (\text{係数}) \times \zeta (\text{係数})$$

$C(y)$: 当該事業年度における自己収入の見積額。

$C(y-1)$: 直前の事業年度における $C(y)$

η : 収入調整係数。事業の見直し等による自己収入への影響等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ζ : 自己収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[注記]

1. 前提条件：運営費交付金の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算。

管理運営経費に係る効率化係数 α : $\Delta 1\%$

業務経費に係る効率化係数 β : $\Delta 1\%$

人件費効率化係数 θ : ± 0

人件費調整係数 ε : ± 0

業務政策係数 γ : ± 0

消費者物価指数 σ : ± 0

自己収入調整係数 η : ± 0

自己収入政策係数 ζ : $+1\%$ 注2)

特殊業務経費 π : 各事業年度における所要額を勘案。

注2) ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を著しく受ける場合を除く。

2. 施設整備費補助金の算定

施設整備費補助金の金額は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る事業費を計上している。なお、このほか必要な整備等が発生した場合は追加で措置されることもあり得る。

別紙 2

令和3年度～令和7年度 収支計画

単位：百万円

区 別	次代を担う 青少年の 自立に向けた 健全育成の 推進	青少年教育 指導者等の 養成及び 資質の向上	青少年、 青少年教育 指導者等を 対象とする 研修に対する 支援	青少年教育 に関する 関係機関・ 団体等との 連携促進	青少年教育 に関する 調査研究	青少年教育 団体が行う 活動に対する 助成	法人共通	合 計
費用の部	8,852	3,366	10,194	212	918	11,581	19,067	54,189
經常費用	8,852	3,366	10,194	212	918	11,581	19,067	54,189
業務経費	8,654	3,291	9,966	207	898	11,568	0	34,584
一般管理費	0	0	0	0	0	0	18,764	18,764
減価償却費	197	75	227	5	20	13	303	841
収益の部	8,852	3,366	10,194	212	918	11,581	19,067	54,189
經常収益	8,852	3,366	10,194	212	918	11,581	19,067	54,189
運営費交付金収益	5,327	2,026	6,135	128	553	11,500	16,775	42,443
事業収入等	2,643	1,005	3,043	63	274	0	109	7,137
施設費収益	442	168	509	11	46	0	0	1,176
賞与引当金見返 に係る収益	242	92	279	6	25	68	581	1,294
退職給付引当金見返 に係る収益	0	0	0	0	0	0	1,298	1,298
資産見返 運営費交付金戻入	137	51	156	3	10	13	303	674
資産見返 物品受増額戻入	2	0	0	0	0	0	0	2
資産見返寄附金戻入	59	24	71	2	10	0	0	165

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

別紙 3

令和3年度～令和7年度 資金計画

単位：百万円

区 別	次代を担う 青少年の 自立に向けた 健全育成の 推進	青少年教育 指導者等の 養成及び 資質の向上	青少年、 青少年教育 指導者等を 対象とする 研修に対する 支援	青少年教育 に関する 関係機関・ 団体等との 連携促進	青少年教育 に関する 調査研究	青少年教育 団体が行う 活動に対する 助成	法人共通	合 計
資金支出	9,657	3,673	11,121	231	1,002	11,500	16,884	54,069
業務活動による支出	7,970	3,031	9,178	191	827	11,500	16,884	49,580
投資活動による支出	1,688	642	1,943	40	175	0	0	4,488
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度への繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	9,657	3,673	11,121	231	1,002	11,500	16,884	54,069
業務活動による収入	7,970	3,031	9,178	191	827	11,500	16,884	49,580
運営費交付金 による収入	5,327	2,026	6,135	128	553	11,500	16,775	42,443
事業収入等	2,643	1,005	3,043	63	274	0	109	7,137
投資活動による収入	1,688	642	1,943	40	175	0	0	4,488
施設整備費補助金 による収入	1,688	642	1,943	40	175	0	0	4,488
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

別紙 4

施設及び設備に関する計画（その他業務運営に関する事項）

区 別	予 定 額（百万円）	財 源
防災・減災、国土強靱化 のための5か年加速化対 策	4, 4 8 8	独立行政法人国立青少年教育 振興機構施設整備費補助金
計	4, 4 8 8	

[注記] 金額は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る事業費を計上している。なお、このほか必要な整備等が発生した場合は追加で措置されることもあり得る。